

学校の部活動に係る活動方針

浜松市立高等学校

1 部活動の意義

(1) 静岡県を目指す部活動の意義

- ・部活動が生徒の人格形成に大きく寄与しており、日本の学校文化の中で極めて重要な役割を果たしてきていること
- ・より高い水準や記録に挑戦したいという人間の本源的な欲求に応え、爽快感、達成感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有していること
- ・生徒が異年齢集団に属し、仲間や教員等との密接な関わりを通して、社会性を育むことができる点で大切な役割を担っていること
- ・目標達成に向かって互いに励まし合い、高め合う営みは、他者の多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にし、よりよい社会づくりに参画する「有徳の人」の育成に資するものであること

(2) 浜松市を目指す部活動の意義

- ・部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであり、学校教育の一環として、共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心を持つ生徒が集い、その能力・適性、興味・関心に応じた活動を通じて、技能や知識の習得を目指し、継続して努力し、充実感や達成感を味わうこと
- ・部活動は、生徒が学級や学年の枠を越えて、共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨する中で、顧問との関係や同学年の仲間や先輩、後輩との関係を学ぶ等、自主性・協調性・責任感・連帯感等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うこと
- ・部活動は、生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しむ態度を育むとともに、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、学校の伝統や特色づくりに寄与すること

(3) 本校を目指す部活動の意義

- ・文武両道の教育方針のもと、知・徳・体のバランスのとれた人間の育成に寄与すること
- ・生徒自らが考え、判断し、行動できる人間の育成に寄与すること
- ・グローバルな視野をもつリーダーとして、広く社会の発展に貢献できる人間の育成に寄与すること

2 本校における部活動活動方針

(1)設置部活動

運動部	文化部
水泳（男・女）	演劇（男・女）
陸上競技（男・女）	合唱（男・女）
バスケットボール（女）	吹奏楽（男・女）
バレーボール（男・女）	マンドリン（男・女）
新体操（女）	自然科学（男・女）
テニス（男・女）	美術（男・女）
ソフトボール（女）	食物研究（男・女）
バドミントン（女）	文化創生(文芸科・作画研究科)（男・女）
卓球（男・女）	放送（男・女）
なぎなた（女）	写真（男・女）
剣道（男・女）	茶華道(茶道科・華道科)（男・女）
弓道（男・女）	書道（男・女）
創作ダンス（女）	箏曲（男・女）
サッカー（男）	情報処理（男・女）
野球（男）	英語（男・女）

(2)活動目標

- ア 仲間や教員との関わりの中で、主体性、協調性、責任感、忍耐力、コミュニケーション能力等の社会参画力、人間関係形成力を育む。
- イ 知・徳・体のバランスのとれた心身の成長を促すため、勉強と部活動時間のバランスに配慮し、心身の健康管理と規則正しい生活習慣の定着を図る。
- ウ 安全管理を徹底し、部活動を通じて健康教育の推進に努める。

(3)成果目標

- ア 部活動が充実していると応える生徒の割合：90%以上
- イ 各部活動が年度当初に設定した目標を達成する割合：80%以上

(4)目標達成のための具体的な取組

- ア 部活動検討部会の設置（部活動顧問会が部活動検討部会を兼ねる）

(ア)構成員

教頭、生徒課長、運動部顧問、文化部顧問

(イ)検討内容

- ・各部活動の休養日や活動時間の設定
- ・適切な部活動の設置と顧問の配置

- ・指導経験が少ない部活動顧問に対する活動への支援
- ・外部指導者の効率的な活用
- ・指導者の資質向上、体罰の根絶、事故防止に向けた研修

イ 休養日の設定

各部活動の運営については、生徒のバランスの取れた生活と成長の確保の観点などを踏まえ、適切な休養日を設定します。

- (ア) 平日（授業のある日）は、少なくとも1日を休養日とします。
- (イ) 週休日（学校の休業日）は、少なくとも1日以上を休養日とします。
ただし、週休日に大会参加等で2日以上活動した場合、大会等終了後の平日を休養日として振り替えます。
- (ウ) 長期休業中は、(ア)及び(イ)の休養日の設定と同様にします。また、学校閉庁日（12月29日～1月3日）は休養日とし、一定程度長期の休養期間を確保するため、活動を実施しないオフシーズンを計画的に設定します。ただし、2週間以内に公式戦等への出場を控えている場合、休養日としない場合もあります。
- (エ) 定期試験前の対応は、試験開始日の1週間前から終了までの期間を部活動自粛期間とします。なお、公式戦等が控える部活動については、テスト一週間前部活動計画書の提出により部活動を許可します。ただし、その場合の活動時間は概ね1時間程度とします。

ウ 活動時間

- (ア) 平日は2時間程度とします。なお、授業時間が半日の場合、原則として4時間以内とします。
- (イ) 週休日（学校の休業日）は原則として4時間以内とします。
- (ウ) 長期休業中は、平日・週休日ともに原則として4時間以内とします。
- (エ) 活動時間には、準備や片付けに必要とされる時間を含めます。なお、練習試合等、通常とは異なる活動を行う場合は、(ア)、(イ)、(ウ)に規定する活動時間の限りではありません。

エ 大会等への対応

大会等の前の休養日及び活動時間については、イの休養日の設定及びウの活動時間の限りではありません。ただし、生徒の過度な負担とならないよう配慮します。

オ 事故防止及び健康管理

- (ア) 活動前に、使用する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努めます。
- (イ) 5月から10月末までの活動時間の気温や湿度について、熱中症計等を用いて把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断します。
- (ウ) 活動開始時に生徒の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状況により適切に対応します。

カ 部活動指導上の配慮事項

- (ア) 各部活動の特性を踏まえた合理的かつ効率的・効果的な活動を実施するため、年間活動計画及び月間計画を作成します。
- (イ) 適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施するため、活動時間の実績を報告します。